

コイル材及びコイル材から製造された鋼板の取扱いに関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編
鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

コイル材及びコイル材から製造された鋼板の取扱いに関する事項

改正理由

造船所においては、鋼材の安定供給のため、自動車運搬船等に用いられる薄板について、コイル材として出荷された鋼板を巻き戻し、切断して使用したいとの要望がある。

このため、船体用圧延鋼板としてコイル材の承認を行うと共に、コイル材から製造された鋼板を船体用圧延鋼板として取扱うことができるよう関連規定を改めた。

改正内容

コイル材及びコイル材から製造された船体用圧延鋼板に関する取扱いを規定した。